平成２９年（フ）第７号
大分県日田市丸の内町６番14号
債務者　永瀬　　綾
1　決定年月日時　平成29年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森山大二郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
大分地方裁判所日田支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第９０号
岡山県倉敷市玉島柏島7071番地
債務者　平松真由美
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第３１７号
北九州市門司区新原町１番28―102号
債務者　池田シゲミ
1　決定年月日時　平成29年６月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１９号
岐阜県海津市南濃町志津新田455番地４の２
債務者　石原　玲子
1　決定年月日時　平成29年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第１８４号
愛知県豊田市手呂町樋田138番地１　県営２―104号
債務者　山本　洋子
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第５３１号
埼玉県上尾市小泉５丁目19番地10
債務者　平塚　芳生
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２７１号
埼玉県富士見市水谷東２丁目21番16号
債務者　古橋　裕子
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２６８号
埼玉県狭山市笹井１丁目３番４号
債務者　家本　嘉則
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２０５号
神奈川県座間市小松原１丁目25番23号
債務者　伊藤正太郎
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２０８号
相模原市中央区矢部１丁目２番３号　シルフィード相模原905
債務者　平田　幸子
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１１３号
長崎県長崎市上戸町１丁目５番31号　藤コーポ201号
債務者　中村　隆夫
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１１４号
長崎県長崎市寄合町２番21―705号
債務者　加藤　久江
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４９３号
東京都国分寺市南町２丁目17番11号クレール国分寺402
債務者　井村　　聰
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月16日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５１０号
東京都西多摩郡奥多摩町海澤497番地寿楽荘
債務者　鈴木イツ子（旧姓岩城）
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月16日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１６号
熊本県球磨郡錦町大字一武2117番地２　第５錦フルーツコーポチェリー３号
債務者　白石　範仁
1　決定年月日時　平成29年６月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月18日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２９年（フ）第２０２号
栃木県宇都宮市宝木町１丁目３番地28　ハイツソフィアＡ棟102号、前住所栃木県宇都宮市御幸本町4655番地　えだのマンション210号
債務者　横島　勝枝
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１５６号
東京都町田市金森東１丁目28番６―506号
債務者　飯田　祐己
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部